

感染症による出席停止について

校長は、生徒が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあったり、又はかかるおそれがあるときは、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止をさせることができます。

この期間は、治療に専念していただくようお願いします。

なお、回復して登校するときには、次の報告書に必要事項を記入し、担任に提出してください。

<学校保健安全法施行規則第18条>

学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る。)

第2種 インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核

第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

インフルエンザの出席停止期間について

【インフルエンザによる出席停止の期間の例】

出席停止の期間の基準	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
------------	-------------------------------

・ 発症後2日目に解熱した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	出席 可能
		解熱	1日目	2日目		

・ 発症後4日目に解熱した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		出席 可能
				解熱	1日目	2日目	

※ ただし、病状により学校医やその他の医師が感染のおそれがないと認めた場合には、出席可能